

## 福山市防火協会連合会イメージキャラクター「幸守りん」着ぐるみ使用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福山市防火協会連合会のイメージキャラクター「幸守りん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

### (使用目的)

第2条 着ぐるみの使用は、「火災予防思想の普及を図り、火災のないまちづくりをする」ことをPRするもので、公共性が認められるものでなければならない。

### (使用承認申請)

第3条 着ぐるみを使用又は申請しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用日の14日前までに、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）を福山市防火協会連合会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、福山市内の各防火協会が主催する行事において使用する場合は、使用承認申請書の提出を免除する。

2 前項の使用承認申請書には、着ぐるみを使用しようとする事業の企画書、プログラムなど事業及び着ぐるみの使用内容が判るもの、その他会長が求める書類を添付しなければならない。

3 着ぐるみの使用者は、原則として、市内に住居を有する者とする。

### (使用の承認)

第4条 会長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、次に掲げる事項に該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

(1) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。

(2) 公序良俗に反するものや、「幸守りん」の製作趣旨になじまないと考えられるとき。

(3) 使用目的に公共性が認められないとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(5) 自己のキャラクターとして占有的な使用がなされるおそれがあるとき。

(6) その他、会長が不相当であると認めるとき。

3 会長は、前項の承認にあたっては、必要な条件を付することができる。

### (使用期間)

第5条 着ぐるみの使用期間は、受取・返却日を含め、原則として7日間以内とする。

(使用料)

第6条 着ぐるみの使用料は、無料とする。ただし、運搬費用等、使用上、必要な経費については、使用者が負担するものとする。

(使用者の責務)

第7条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 使用者は、着ぐるみの受取・返却や運搬方法等、管理上必要な措置について、会長の指示に従わなければならない。

(承認の取り消し)

第8条 会長は、使用者が次に掲げる事項に該当するときは、使用承認を取り消すとともに、以降、当該使用者からの申請は許可しないものとする。この場合は、申請者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(1) 使用承認申請書の記載内容に虚偽があることが判明したとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 使用承認に付した条件に違反をしたとき。

2 会長は、公益上、優先すべき事象が生じた場合、申請者と協議の上、承認を取り消すことができる。

(現状復帰)

第9条 使用者が使用期間において、着ぐるみを汚損した場合、又は当該使用者の使用が原因で汚損したと会長が認めたときは、使用者の責任と負担により、必要な補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 原状に復すことが困難な場合、使用者において実費弁償しなければならない。

(実施細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）6月29日から施行する。